

三重県立総合医療センター医療未収金回収業務委託仕様書

1 委託業務名

三重県立総合医療センター医療未収金回収業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 委託業務の内容等

(1) 委託対象とする未収金

本委託業務において対象とする未収金は、三重県立総合医療センター（以下、「総合医療センター」という。）が指定するものとする。委託対象として指定するのは、総合医療センターから債務者、連帯保証人又は相続人（以下、「債務者等」という。）に対して最終督促を行ってもなお支払いがないものや、債務者等の転居、死亡等により請求先が不明なもの等である。委託対象は、契約締結時に指定するものに加え、双方協議の上、契約期間内は隨時追加できるものとする。

(2) 業務実施体制

回収業務の実施にあたっては業務実施責任者を置くこととし、当該業務実施責任者は弁護士資格を有する者とする。

(3) 業務内容

原則として、次の業務とする。

①債務者等との折衝（架電・受電、文書発送・受領、呼出・訪問面談等）

文書には、未払いとなっている債務の内容、金額、支払先及び支払期限を明記し、併せて支払方法の相談を受け付ける旨を記載すること。

②居所不明者等に係る住所及び連絡先等の調査

③法的措置（支払督促、少額訴訟、即決和解、訴えの提起、仮差押、差押等）の実施

法的措置を実施する場合は、事前に総合医療センターと協議し、了解を得てから実施することとする。また、総合医療センターからの要望があれば、双方協議の上、隨時法的措置を実施すること。

④業務実績の報告

回収業務の実績については、毎月末日現在における実績報告として、債務者名、回収日、金額及び債務者等への対応状況やその他付随する必要な情報を書面にまとめ報告すること。

⑤その他上記①から④に付隨して発生する全ての事務

(4) 集金

①受託者は、受託業務の実施にあたり、債務者等からの振込による入金先とし

て預り口座を設けるものとする。回収金は、毎月末日時点で締め、翌月 10 日までに総合医療センターが指定する口座に送金すること。

- ②受託者が委託業務を受託した後、委任債権について総合医療センターが直接債務者等から支払いを受けた場合、その支払いが委託業務の成果と認められる場合は、当該支払額は委託業務の成果として債務者等から委任債権にかかる支払いを受けた金額に加算されること。
- ③本契約期間終了後、委託業務の成果により総合医療センターが債務者等から支払いを受けた場合であっても、当該支払額は委託業務の成果として債務者等から委任債権にかかる支払いを受けた金額に加算されないこと。

4 委託費

委託費は成功報酬方式とする。ただし、法的措置に係る費用のうち、次のものについては、総合医療センターの負担とする。

- (1) 支払督促、少額訴訟、即決和解、通常訴訟、仮差押、差押に係る手数料及び文書等の郵送費並びに出頭・調査等に係る交通費。
- (2) 支払督促又は少額訴訟が通常訴訟に移行した場合の手数料及び文書等の郵送費並びに出頭・調査等に係る交通費。